

安全保障理事会議長声明

「紛争後の平和構築」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年12月20日に開催された、安全保障理事会の第6897回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、紛争後の平和構築に関する安保理諸決議並びに安保理議長声明、とりわけS/PRST/2009/23、S/PRST/2010/20、S/PRST/2011/2 および S/PRST/2011/4 を想起し、また紛争後の持続的平和と発展の基礎としての平和構築の決定的な重要性を再確認する。

安全保障理事会は、紛争直後の平和構築に関する事務総長報告書（S/2012/746）に感謝しつつ留意する。

安全保障理事会は、国の主体的取組と国の責任が持続可能な平和を確立することに対する鍵であることを再確認しまた紛争後の平和構築のための国の優先事項と戦略を特定することにおける国家当局の主要な責任もまた再確認する。

社会のあらゆる部分の必要性が考慮されることを確保するため国の平和構築過程と目的を進めることにおける包括性の重要性を強調する。安保理は、国際連合に対し、平和構築活動と過程に関連する国の関係者を含める国の取組を支援することを求める。

安全保障理事会は、貧困を削減し、紛争を思い止まらせそして国民により良い状態を提供する紛争後の諸国の活動を歓迎しまた平和構築を成功させる主要な責任が、紛争から脱しつつある諸国における政府と市民社会を含む関連する国民の関係者にあることそして国際連合が、紛争後の諸国において、国民和解、治安部門改革、動員解除、武装解除および再統合、法の支配と国家制度の回復、経済の再活性化、および基本的な役務と他の主要な平和構築の取組を提供することを支援する決定的な役割を果たすことができることを強調する。

安全保障理事会は、持続可能な平和が、政治の、安全の、開発、ジェンダー平等を含む人権、法の試

合および司法の活動間の一貫性に基づく統合された対処方法を要求していることを再確認する。これに関連して、安保理は、裁判所が全ての国民のために法の下での正義と平等な保護を与えなければならないことを強調しつつまた司法および治安制度、特に警察、検察、裁判所および矯正部門における能力構築を目的とした強化された取組のための必要性を認識しつつ、平和構築の主要な要素の一つとしての、法の支配の重要性を強調する。

安全保障理事会は、より調整された、一貫したまた統合された平和構築取組の必要性を強調しそして国際連合派遣団、国際連合国別現地チームおよび地域的機構を含む他の地域的や開発関係者間のより良い調整が、決定的な平和構築任務の提供における効率性と有効性をより大きく確保することにおいてこの上なく重要であることを強調する。安保理は、これら関係者の相対的な有利さに基づく、決定的な平和構築任務の提供におけるその各々の役割と責任についてより大きな平明さの必要性を更に強調する。

安全保障理事会は、安保理決議 1645 (2005) を想起した国の平和構築戦略と優先事項を巡るパートナーの政策の改善された一貫性と提携を促進することを含む、平和構築に対する統合された且つ一貫した対処方法を進めまた支援する平和構築委員会の重要な役割を認識する。安保理は、同委員会の活動に対する安保理の支援をくり返し表明した、同委員会の議事日程議題にある諸国における長期の平和構築目標に対する国際的および国内の責任に関する対象を特定した助言を通したものを含む、安保理の助言、政策提言および資源動員の役割を活用する安保理の継続的意思を表明する。安保理は、平和構築委員会の議事日程議題にある諸国における付託された任務の首尾一貫した移行、とりわけ重要な国の能力の必要性に対する持続的な国際支援の動員を通したものを含む、を支援する同委員会の役割を更に強調する。

安全保障理事会は、平和維持要員と平和維持活動が早期の平和構築に果たした貢献に感謝しつつ留意し、また負託された平和構築任務が、平和構築目標を達成することおよび平和維持活動の縮小と移行を促進することに向けた持続可能な進展を確保するため、長期の平和構築目標に対して寄与もしなければならないことを強調する。安保理は、派遣団の専門知識と経験を、平和構築戦略の策定に統合する必要性を認識する。

安全保障理事会は、達成した結果と相互の責任を基礎とする紛争からの回復のために必要な復興および制度構築を含む効果的な平和構築を目的とした国の戦略を実施するため、相互誓約を基礎とした、紛

争後の諸国との協力関係に対する、焦点を絞った、良く定義された、均整のとれた且つ持続的な支援の重要性を更に強調する。安保理は、加盟国および他の協力者に対し、平和構築基金および複数援助提供者信託基金を通したものを含む、平和構築のための持続的なそして信頼に足る資金提供を確保する目的の達成に向けた取組を増加することを促す。

安全保障理事会は、紛争後の諸国が必要とする仕事創出および長期の社会経済開発の支援を確保することにおける、国際金融機関、地域的開発銀行および民間部門との効果的な共同作業の重要性を強調する。

安全保障理事会は、国の政府、国際連合、地域的および準地域的機構に対し、国際連合平和維持の努力が成功するのに必要不可欠な、途上国や女性からの能力を動員することにとりわけ注意を払いつつ、紛争後の平和構築または民主的移行に関連する経験をもつ諸国からのものを含む、紛争直後における平和構築に対する文民の専門知識の共同利用を助け且つ深めることを奨励する。安保理は、国の政府、国際連合と地域的および準地域的機構に対し、取組の重複をできるだけ小さくしまたその一貫性と補完性を確保する必要性を念頭に置きつつ、既存の文民の専門知識を利用しそしてそれを更に発展させることをまた奨励する。安保理は、政府間の討議が、総会決議 A/RES/66255 に従った過程と関連する国際連合規則や手続に従った文民の専門知識に権限を与えまた展開する義務を先に進めるという重要性を更に強調する。

安全保障理事会は、紛争および紛争後の状況並びに比較可能な移行を経験してきた諸国の経験を共有する有用性を強調し、また効果的な地域的、南々および三角協力の重要性を強調する。

安全保障理事会は、紛争の予防および解決におけるまた平和構築における女性の重要な役割を認識し、そして計画立案と優先事項設定の最も早い段階から関連する女性機構と協議することによるものを含む、女性、平和および安全の議事日程議題の枠組みの中で紛争の予防および解決におけるまた平和構築における女性の参加を高める、武力紛争により影響を受けた国の政府の主要な役割を強調する。安保理は、武力紛争の予防および解決並びに平和構築における女性の参加、代表および関与を高めるための並びにあらゆるレベルでの女性のそのような関与に対する課題に対処するというより強い約束のための事務総長の呼びかけを歓迎する。

安全保障理事会は、殺害や傷害および和平過程、仲介努力、停戦および和平合意、とりわけ治安取極、移行期司法および賠償における条項におけるもの並びに治安部門改革の文脈におけるもの、の最初からの性的暴力問題を含む、武力紛争において女性に対して行われた犯罪に対処する重要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、安定した紛争後の回復のための女性および若者の経済的能力に投資することの重要性を強調しまた加盟国に対し、そのような投資を支援することを奨励する。

安全保障理事会は、関連する国際連合派遣団の職務権限に子どもの保護のための具体的な条項を含み続けるという安保理決議 1998 (2011) の第 14 項の安保理の決定を再確認する。

安全保障理事会は、薬物取引や武器の違法貿易のような違法行為を含む越境組織犯罪が紛争から脱しつつある諸国における平和の固定化に悪く影響することを認識し、またそれらに効果的に対処し、犯罪予防および刑事裁判に関する国の能力を構築する共通且つ分担した責任を基礎とした国際的且つ地域的協力が増加することの重要性を強調する。安保理は、これに関連して、調整されたやり方でまた密接な共同作業でそして関連する国の当局、地域的および準地域的機関並びに国際連合地域事務所の同意を得てこれらの課題に対処するため、同じ地域内の平和構築関係者間の協力を強めることの重要性を強調する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、2013 年 12 月までに安保理および総会で説明した平和構築における女性の参加の問題点を含む、また、状況が具体化した国における国際連合平和構築活動からの教訓を含む、現場での影響力にとりわけ強調を置きつつ、紛争後の国際連合平和構築取組における更なる進展について、また平和構築委員会の見解の審議を考慮しつつ、この声明に含まれた要素を先に進めることに関する進展について、遅くとも 2014 年 12 月までに報告を提出することを要請する。